

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 2 月 21 日

愛媛県立新居浜病院長 堀内 淳

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立新居浜病院消防設備等保守点検業務委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県立新居浜病院消防設備等保守点検業務委託 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

(4) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県立新居浜病院診療棟、管理棟、医師公舎、保育所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、入札をする年度における製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者であって、「入札参加資格審査申請書」を提出し、審査の結果適当と認められた者であること。
- (3) 4 の (3) に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの

間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にはない者であること。

- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件委託業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (5) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (6) 消防法に規定されている有資格者による点検（消防設備、防災設備）が実施可能であること。
- (7) 過去3年間において、150床以上の病院の消防設備の保守点検実績を有する者であること。
- (8) 愛媛県内に拠点を有し、不具合発生時にすみやかに技術者を派遣できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立新居浜病院総務課庶務係

〒 792-0042 愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号

電話 (0897)43-6161 内線 1207

- (2) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

令和7年2月21日（金）から3月4日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時00分まで間を除く））とする。

イ 交付方法

- (1) に掲げる場所で交付する。

- (3) 必要書類の提出期限

令和7年3月4日（火）午後5時15分まで

- (4) 質問及び回答

① 受付期間

公告日から令和7年3月4日（火）午後5時15分まで

② 受付方法

入札説明書の交付時に配布する様式により、持参または郵送、電子メール、FAXで提出すること。電話により着信の確認を行うこと。持参の場合は、勤務時間内とし、郵送の場合は上記①の受付期間までに必着のこと。

③ 提出場所

愛媛県立新居浜病院総務課庶務係

④ 回答

- 回答の対象となる質問は、入札参加申込書の提出があったものからの質問とする。
- 上記質問については、入札参加申込書の提出があったすべてのものに、質問書に記載された連絡先等に電子メールで適宜通知する。
- 質問の内容は、本委託の追加または修正とみなす。

(5) 入札の日時及び場所

令和7年3月11日（火）午前10時15分から

愛媛県立新居浜病院管理棟3階 大研修室

4 その他

- 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した「入札参加資格審査申請書」を3月4日（火）午後5時15分までに3(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、愛媛県立新居浜病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県立新居浜病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、次の事項に留意すること。

ア 最低制限価格が設定されていること。

イ 最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札をした者は落札者となれないこととする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

本件委託業務は、令和7～9年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施する。